

## 令和8年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月24日（火） 10時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第1号 合意解約等について
- 第 3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 4 議案第8号 非農地証明について
- 第 5 議案第9号 あっせんについて
- 第 6 議案第10号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

おはようございます。

本日は、伊関担当、安納担当、立山担当推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは、定刻、定足数に達していますので、これから令和8年2月農業委員会定例会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いいたします。

それでは開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。

令和8年2月西之表市農業委員会定例総会の開催につきまして、案内をしたところ、大変お忙しい中、委員、推進委員の皆様には、出席をいただきましてありがとうございます。

先月は欠席をしまして申し訳ありませんでした。

今月の初旬に寒波が来まして、馬鈴薯が傷んだという話を聞きましたけれども、これから三寒四温で1日1日暖かくなっていくと思います。

また、もうそろそろ田んぼの準備で「しろあけ」の時期となっておりますけれども、昨日、国上地区を回って見たら、ダムからの川に水はほとんどなくなっています。かねて水のないところは田んぼも作付けが遅れるんじゃないかと心配しているところ です。

また、年末からインフルエンザが流行して、鹿児島がワーストワンという報道も出ていました。手洗い、うがいを徹底していただきまして、感染予防には十分気をつけていただきたいと思います。

簡単ですが開会の挨拶とします。

本日は議事運営がスムーズにいきますよう皆様のご協力をお願いします。

## ○議長

それでは本日の会議を開きます。

本日の日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。2番 鮫島繁樹委員、3番 日高委員を指名します。

次に日程第2、報告第1号「合意解約等について」です。説明を求めます。

## ○事務局

日程第2、報告第1号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は1番から15番の15件で台帳現況地目、畑21筆、面積42,190平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」を

議題とします。

議案説明の前に「2番」は10番委員が譲受人となっています。

農業委員会法第31条に、「農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。「議事参与の制限の規定」によって、10番委員は議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上、「農地法第3条の規定による許可について」のうち、「2番」以外を先に審議し、その後、「2番」を審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

### **(異議なしの声)**

#### **○議長**

それでは、まず、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」の議案説明を全部通してお願いします。

#### **○事務局**

日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。

今月は1番から3番の3件で所有権移転3件の申請がありました。

1番です。現和校区近政地区です。現況地目畑の1筆で、面積181平米を経営拡大によって所有権移転するものです。

2番です。住吉校区中之町地区です。現況地目田3筆で、面積3,814平米を贈与によって所有権移転するものです。

3番です。安城校区川脇地区です。現況地目田の1筆で、面積1,338平米を贈与によって所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

#### **○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。それではまず、「2番」以外について審議をします。

担当委員の報告をお願いします。番号1について、2番委員をお願いします。

#### **○2番委員**

2番です。所有権の移転について報告します。

整理番号1です。2月22日朝8時から譲受人立会いのもと、推進委員とともに確認調査を行いました。譲渡人は、譲受人の義弟です。

申請地は、以前から譲受人が借りて耕作していた土地で、この度売買が成立したものです。隣接する畑も譲受人のもので、1枚にして安納イモを植え付ける予定だそうです。

譲受人は長年農業をやっていって技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当だと考えます。

以上です。

#### **○議長**

続きまして、整理番号3について、7番委員をお願いします。

#### **○7番委員**

7番です。整理番号3について報告します。

2月20日午後2時から担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は甥と叔父の関係にあり、贈与については電話連絡にて確認済みです。

譲受人は、当該農地が甥の父の耕作していた農地であり、これから大事に使っていききたいとのことでした。農機具等も備えてあり、何ら問題なく、許可相当と考えます。

以上です。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」の「2番」以外についての採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定による許可について」の「2番」以外は許可することに決定しました。

続きまして、「2番」について審議をします。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規程によって、10番委員の退室をお願いします。

(10番委員議場退室)

#### ○議長

それでは、整理番号2について、6番委員報告をお願いします。

#### ○6番委員

6番です。議案第6号の整理番号2番について報告します。

2月17日午後3時から譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は国道58号線の住吉小学校入口の手前で、10月、11月に咲くコスモス畑の東側の一番奥の田で、現在、譲受人が借りてWCS用稲を毎年耕作しているそうです。

譲渡人にはこの申請が間違いないか電話で確認をとっています。

譲受人は農業機械も十分揃っており許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第6号「農地法第3条の規定による

許可について」の「2番」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### **(全員挙手)**

#### **○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定による許可について」の「2番」は、許可することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

### **(10番委員入室)**

#### **○議長**

続きまして日程第4、議案第7号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案の説明を求めます。

#### **○事務局**

日程第4、議案第7号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は5ページです。

1番です。申請地は榕城校区洲之崎地区です。

申請理由は、現在の借家が手狭となり、自分たちの意向に沿う土地を見つけたため、一般住宅の自宅を建築したいためです。

農地区分は、都市計画区域内にある農地で、第3種農地に該当します。

資金調達については、自己資金と融資を受ける計画をしており、住宅ローン等事前審査結果通知書の提出がありました。また平面図等の提出もあり、転用を確実に Rowe れると思われま

す。周辺は宅地や農地、市道等に囲まれており、転用による周囲の影響はないと思われま

す。被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。申請に係る転用面積については、事業の目的によって適正かどうかを判断する必要があります。一般住宅については、鹿児島県は上限面積を概ね500平米と設定しています。設定された面積を超えて申請する場合は、理由を確認して適正かどうかを判断する必要があります。

1番の転用面積は565平米で、県の上限面積を超えて申請がありました。超えた理由については、申請地が市道より高く、安全に侵入するための進入路の設置が必要であるため、上限面積を超えたとのことでした。

2番です。申請地は榕城校区上之原町地区です。

説明に入る前に、地番の記載が「〇〇番の一部」という記載になっています。申請地の〇〇番については、隣地の家のブロック塀の一部が建っています。ブロック塀が建っている部分については分筆をする予定で、今回の申請はブロック塀の部分を除いた部分の転用となります。ブロック塀は今後、非農地証明の申請をするとのこと

です。この件については隣地者との話はついているとのこと

です。それでは説明します。申請理由は既存の資材置場のスペースが足りず、場所も不便なため、新たに資材置場等を確保したいため

です。農地区分は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未

整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。第2種農地の場合は、代替地検討が必要となっていますが検討済みとなっています。

資金調達については、譲受人の残高証明書の提出があり、また、平面図等の提出もあることから転用は確実に進むと思われれます。

周辺は宅地や山林、市道に囲まれていて、転用による周囲への影響はないと思われれます。

また、被害防除計画書及び被害防除誓約書についても提出されています。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

これにつきましては、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

## ○11番委員

11番です。「農地法第5条の規定による許可について」、合同調査を行いましたので報告します。

まず、整理番号1について報告します。

2月10日、調査委員、事務局職員、案内人、担当委員、担当推進委員とともに現地を確認しました。

場所はH保育園の道向かいになるところで、道路より2、3m高い位置にありました。

今、事務局が説明したとおり面積を超えるという話だったのですけれども、その勾配のために進入路が必要で、ここを3mから5mほど広げて進入路をつくるということで、面積が多くなったという報告を聞いています。

排水は特に問題がなかったもので、許可相当と意見の一致を見ました。

続きまして2番です。現地は上之原町から桃園に抜ける道の途中の住宅に挟まれた道に入っていった奥にありました。

写真に写ってるブロックが、一部ブロック塀が建っているところで、それ以外の場所は草木が払われていました。そこに駐車場や資材を置くということです。通路に関しては、住宅と住宅の間を使用するということでした。

担当委員とも話した結果、許可相当と意見の一致を見ました。

以上です。

## ○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件について、担当委員の補足がありましたらお願いします。

番号1番、2番については私が担当なので、報告します。

## ○4番委員

今、調査委員長が詳しく報告があったとおりです。

番号1についてですが、市道からの入り口が少し高くなっています。その為、進入路を設置しないと敷地に入れなことから、その分を含めた転用となり、500平米を超えたということです。

番号2については、調査委員長が報告したとおりです。

以上です。

**○議長**

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので質疑を終了し、これから議案第7号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第8号「非農地証明について」です。議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第5、議案第8号「非農地証明について」の説明をします。資料は6ページです。

今月の申請は1件です。

1番です。下西校区池野地区の2筆です。2筆とも台帳地目は畑ですが、現況は1筆が雑種地、1筆が原野となっています。面積については、2筆合計367平米です。資料では耕作しなくなった時期については不明となっていますが、現地調査で確認したところ平成28年頃から耕作していないとのことでした。修正をお願いします。交付基準1(エ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましても、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長  
の報告をお願いします。

**○11番委員**

11番です。

非農地証明について報告します。

整理番号1について、調査委員、事務局職員、担当推進委員、立会人のもと現地調査を実施しました。

場所は下西校区池野地区のIの向かい側にある住宅と住宅に囲まれたところ  
です。

進入路はセメント舗装がしている状態でした。以前は、申請地の中にビニールハウスが2棟建っていたのですがけれども、耕作者が亡くなったため取り壊しています。その後、耕作する人もいなくなったということです。また、住宅に囲まれていることで、ハウス以外で畑を耕作しようとする、近隣から苦情が出るかもしれないという話もあったようです。また、耕作者の奥さんにもいろいろ話を聞いたのですがけれども、奥さんは、もう引き払いたいという要望もありました。

以上のことから非農地で認めてもよいと意見の一致を見ました。

以上です。

**○議長**

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件について、担当委員の補足説明をお願いするところですが、番号1については、調査委員長が担当委員ですので、担当委員の報告は省略します。

この件について、皆さんから質問等がありましたら、挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので質疑を終了し、これから議案第8号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第9号「あっせんについて」を議題とします。議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第6、議案第9号「あっせんについて」を説明します。資料は7ページから9ページです。

今月の申し出は5件です。

1番です。「売りたい」の申し出です。場所は安城校区大野地区の2筆です。希望等については、贈与でも可ということです。あっせん委員は、7番 入鹿山委員と8番 窪田委員をお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。場所は現和校区武部地区の4筆です。希望等については特に無いようですが、申し出地にはみかんとバナナの木があり、現状での売買とのこと。あっせん委員は、9番 鮫島貞人委員、2番委員 鮫島繁樹委員をお願いします。

8ページです。

3番です。「貸したい」の申し出です。場所は住吉校区里之町地区の4筆です。希望等については特に無いようです。あっせん委員は、10番 深田委員と6番 山下委員をお願いします。

4番です。「貸したい」の申し出です。場所は上西校区栢之峯地区の2筆です。希望等については特に無いようです。あっせん委員は、12番 日笠山委員と4番 脇田委員をお願いします。

9ページです。

5番です。「貸したい」の申し出です。場所は上西校区横山地区の1筆です。希望等については特に無いようです。あっせん委員は、12番 日笠山委員と4番 脇田委員をお願いします。

説明は以上です。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して、皆さんか質疑・意見等ありましたら挙手でお願いします。

### **(全員挙手)**

#### **○議長**

無いですので、あつせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第7、議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に、「11ページの11番」は13番委員が貸し手となっています。農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって13番委員は、議事に参与できません。

なお、「42ページの11番」は、推進委員が借り手となっていますが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には当たりません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち、「11ページの11番」を先に審議し、その後、「11ページの11番」以外を審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

### **(異議なしの声)**

#### **○議長**

それではまず、議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の議案の説明を全部通してをお願いします。

#### **○事務局**

日程第7、議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は10ページです。

1段目です。期間が令和8年3月31日から令和13年3月30日までの5年間、地目田、面積6,842平米、地目畑、面積72,282平米、合計面積79,124平米、利用権の設定をする者24人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年3月31日から令和18年3月30日までの10年間、地目畑、面積1,494平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、11ページから12ページを詳細については13ページから39ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。40ページをお開きください。

1段目です。期間が令和8年3月31日から令和13年3月30日までの5年間、地目田、面積6,842平米、地目畑、面積72,282平米、合計面積79,124平米、利用権の設定をする者1人、受ける者13人です。

2段目です。期間が令和8年3月31日から令和18年3月30日までの10年間、地目畑、面積1,494平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、41ページから42ページを詳細については、43ページから60ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

**○議長**

それではまず、「11ページの11番」について審議します。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、13番委員の退室を求めます。

**(13番委員議場退室)**

**○議長**

それでは「11ページの11番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、これから議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「11ページの11番」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「11ページの11番」は原案のとおり承認することに決定しました。

13委員の入室をお願いします。

**(13番委員入室)**

**○議長**

それでは、次に「11ページの11番」以外について審議します。

皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので質疑を終了し、これから議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「11ページの11番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第10号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「11ページの11番」以外について承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

3 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印